

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	三
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	四
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(六件)	(都市計画課)	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(原子力安全対策課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	七
企 業 局		
○企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程		八
教 育 委 員 会		
○教育委員会定例会の開催		九
公 安 委 員 会		
○道路交通法第五十一条の十三第三項第一号イ及びロに規定する駐車監視員資格者講習の開催について		九

告 示

○宮城県告示第九百十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定

によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

		二 訪問看護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	
ありすけあ	宮城県七ヶ浜町湊浜一丁目四番地の四	株式会社千代興業	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡二十六番地の九	平成二十四年十一月一日	
		三 通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	
桜樹訪問看護ステーション	栗原市若柳字川北元町裏百十四	株式会社リハサポート桜樹	栗原市志波姫新沼崎七十九番地八	平成二十四年七月一日	
		四 介護予防訪問看護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	
デイサービスあふる大和	黒川郡大和町落合檜和田字西原十七番地	有限会社ケアオフィス	黒川郡富谷町ひより台二丁目二十四番地九	平成二十四年十月三日	
		五 介護予防訪問介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	
松島医療生活協同組合訪問看護ステーションまつしま	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の十一	松島医療生活協同組合	宮城県松島町松島字普賢堂一番地の十一	平成二十四年十一月一日	
		六 介護予防通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	
ありすけあ	宮城県七ヶ浜町湊浜一丁目四番地の四	株式会社千代興業	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡二十六番地の九	平成二十四年十一月一日	
有限会社かくだ介護センター訪問介護事業所	角田市梶賀字高畑北百五十四番地	有限会社かくだ介護センター	角田市梶賀字高畑北百五十四番地	平成二十四年六月一日	
		六 介護予防通所介護			
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日	
デイサービスあふる大和	黒川郡大和町落合檜和田字西原十七番地	有限会社ケアオフィス	黒川郡富谷町ひより台二丁目二十四番地九	平成二十四年十月三日	

七 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称 財団法人宮城厚生協会坂総合病院 附属北部診療所	事業所の所在地 塩釜市字康塚一番二	申請者の名称 財団法人宮城厚生協会	申請者の所在地 多賀城市下馬二・十三・七	指定年月日 平成二十三年五月一日
--------------------------------------	----------------------	----------------------	-------------------------	---------------------

八 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称 財団法人宮城厚生協会坂総合病院 附属北部診療所	事業所の所在地 塩釜市字康塚一番二	申請者の名称 財団法人宮城厚生協会	申請者の所在地 多賀城市下馬二・十三・七	指定年月日 平成二十三年五月一日
--------------------------------------	----------------------	----------------------	-------------------------	---------------------

○宮城県告示第九百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧 ヘルパーステーションながわ	気仙沼市仲町一・五・三	株式会社ながわ	気仙沼市松崎萱九十一・二十二	平成二十三年四月一日
新	気仙沼市松崎萱九十一・二十二			

○宮城県告示第九百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

中田南部地区

二 処分の年月日

平成二十四年十一月三十日

○宮城県告示第九百二十一号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市魚町三丁目一番三四地先から 同市西みなと町九番一地先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前A	後A	一四・二 二四・二	九一六・五	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
後B	七・三 二〇・二	九一六・五			

○宮城県告示第九百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市魚町三丁目一番三四地先から 同市西みなと町九番一地先まで	平成二十四年 十二月十一日

○宮城県告示第九百二十三号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
石巻広域都市計画高度利用地区
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十四号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 石巻広域都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 名称 石巻市中央三丁目一番地区第一種市街地再開発事業
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十五号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業
- 2 名称 石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十六号

気仙沼市から気仙沼都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百二十七号
山元町から山元都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第

百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第九百二十八号

山元町から山元都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 業務名 緊急時連絡網装置賃借業務

2 賃借機器の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日まで

4 納入・設置場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)

第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二一・二一一・三三三五)へ平成二十四年十二月十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部原子力安全対策課女川原発安全対策班（担当 青木 崇 電話〇二二・二二一・二六〇七）

3 入札説明書の交付期限

平成二十四年十二月十七日（月）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月十七日（月）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

イ 入札期間 平成二十四年十二月十一日（火）午前九時から平成二十四年十二月二十五日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十四年十二月二十五日（火）午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

八 郵送により入札書を提出する場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出するもの。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所 平成二十四年十二月二十六日（水）午前十時

宮城県庁行政庁舎十三階 環境生活部会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであつて、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

11 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Lease of an emergency communications network device - 1 set

- 2 Period of Contract : From March 1, 2013 to February 28, 2018.
- 3 Deadline to Submit Bid : December 25, 2012, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection : December 26, 2012, 10 a.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room
- 5 Contact : Takashi Aoki, Nuclear Energy Safety Policy Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-214-2607

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十二月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 緊急配備支援システム増設機器賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十五年四月一日から平成三十一年二月二十八日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部庁舎ほか2か所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年一月十日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二二・七一七一、内線二二三一）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十四年十二月二十一日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年一月十日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年一月二十五日（金）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年一月二十八日（月）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつた時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid Form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters January 25, 2013, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of expanded equipment for Emergency Deployment Support System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 302 Conference Room, 3rd Floor, Miyagi Prefectural Police Headquarters January 28, 2013, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

企業局

○宮城県企業局管理規程第七号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
平成二十四年十一月十一日

宮城県公営企業管理者 伊 藤 直 司
企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二十七条第一項第一号、第二十八条第一項第一号」を「第二十七条、第二十八条」に改める。

第二十七条第一項第一号中「おいては」を「あつては」に改め、「植樹」の下に「又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第一条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という。）の設置」を加え、同項第一号中「場合は」の下に「、発電設備の設置を目的とするものにあつては二十年、その他にあつては」を加える。

第二十八条に次の三項を加える。

- 3 前二項の規定にかかわらず、発電設備の設置を目的とする貸付けの場合の貸付料の額は、管理者が県の施策等を考慮して定める相当の額とする。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、一般競争入札に付して貸し付ける場合の貸付料の額は、当該入札の落札額とする。
 - 5 借受人は、修理費用（建物又は建物以外の工作物に係る修理費用を除く。）を負担するものとする。
- 附 則
- この管理規程は、平成二十四年十二月十一日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十四年十二月十一日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

- 一 日 時 平成二十四年十二月十八日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件

1 教育功績者表彰について

- 2 職員の人事について
- 3 平成二十六年宮城県公立高等学校入学者選抜方針について
- 四 傍聴者の定員
十二人
- 五 傍聴手続

- 1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 六 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六二一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第166号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イ及びロに規定する駐車監視員資格者講習等について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成24年12月11日

宮 城 県 公 安 委 員 会

1 実施日時

- (1) 講習 平成25年2月20日（水）及び同月2月21日（木）の2日間
各日午前8時45分から午後5時まで
- (2) 考查 平成25年2月28日（木）
午前9時から同10時まで

2 実施場所

- (1) 講習
宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号
パレス宮城野
- (2) 考查
宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号
パレス宮城野

3 駐車監視員資格者講習の受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習申込書一通

駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）は、平成25年1月15日（火）から平成25年2月4日（月）の午前9時から午後5時までの間に、宮城県警察本部交通部指導課及び宮城県内の各警察署交通部において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を含む。）を除く。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの。）

(2) 申込期間

平成25年1月15日（火）から平成25年2月4日（月）の午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部交通部交通指導課

(4) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日及び勤務先その他連絡先を記載した受講申込書を前記③の申込先に提出又は郵送すること（郵送については、平成25年2月4日までの消印のあるものに限り返付ける。）

(5) 手数料

19,000円相当額の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日まで受講申込書に記載の住所あてに郵送する。）

(2) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

6 その他

(1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、2日間（14時間）の講習を受講後、修了考査（1時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る手数料（9,900円）が別途必要である。

(3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第51条の8第1項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(5) 受講人数は、40名を予定しているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

7 受講に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 022 - 221 - 7171 内線5143 ~ 5146